

木更津市議会基本条例の解説

平成30年3月
木更津市議会

目次

前文	2
第1章 総則	
第1条（目的）	4
第2条（定義）	4
第2章 議会の活動	
第3条（議会の活動の原則）	5
第4条（委員会等）	7
第3章 議員の活動	
第5条（議員の活動の原則）	10
第6条（会派）	12
第4章 議会の機能の強化	
第7条（政策立案等）	13
第8条（専門的事項に係る調査）	14
第9条（政務活動費）	15
第10条（多様な手段の活用）	17
第5章 市民との関係	
第11条（市民の参画）	17
第12条（広報活動）	20
第13条（個人情報保護）	21
第6章 市長等との関係	
第14条（市長等との関係の基本原則）	23
第15条（市長等の反問）	24
第16条（市長等の説明）	25
第17条（文書による質問）	25
第18条（議決事件の追加）	26
第7章 議会事務局等の機能の強化	
第19条（議会事務局の機能の充実）	27
第20条（図書等の充実）	28
第8章 災害への対応	
第21条（災害に対する活動等）	28
第22条（災害時における活動等）	29
第9章 検証等	
第23条（検証等）	30
第10章 他の条例等との関係	
第24条（他の条例等との関係）	30
附則	31

木更津市議会では、議会の理念や基本となる事項を「木更津市議会基本条例」として策定しました。ここでは、条例の解説、策定にあたっての意思等を示します。

※ 《法令等》の欄は、関係する部分のみを抜粋して掲載しています。また、内容は平成30年3月現在のものです。

前文

本市は、昭和17年に千葉県で6番目の市として誕生した後、南房総地域における中核都市として発展し、人口も増加を続けた。平成の時代となってからは、東京湾アクアラインの開通や大型商業施設の進出等により、海や山に囲まれた自然豊かな環境を有しながら、人と物が循環する「定住」と「交流」の街へと変貌している。

議会は、市民から選ばれた議員で構成する議事機関であり、市民自治の要である。本市特有の課題の解決、複雑多様化する市民ニーズへの対応等、議会及び議員が果たすべき役割は増大している。

また、平成12年に施行されたいわゆる地方分権一括法を始めとし、地方自治体の自己決定と自己責任が拡大していく中で、議会に対しては、市長その他の執行機関に対する監視等の役割を果たすだけでなく、既存の枠組みにとらわれない取組が求められる。

議会は、市民の多様な意見を把握し、議会の果たすべき役割を認識し、責任ある政策決定と継続的な議会改革及び機能強化に取り組む使命にある。

そして、市長等と緊張関係の下、双方の努力と対話により、市民にとって最良の意思を決定し、市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指さなければならない。

この使命と理念を達成することを誓い、議会の基礎となる木更津市議会基本条例を制定する。

【解説】

本市の歴史や環境、また、議会の制度と与えられた権限等を踏まえ、議会として、市民が何を求めているのかを把握し、その求めに対して議会が果たす役割が何かを考え、その実現に向けて進んでいくことを決意しました。

この決意の実現に向け、議会が活動を行うにあたり、その最も基礎となるものとして、この条例を制定しました。

《参考》

- ▶ 「議事機関」 憲法第93条に規定され、議会のことをさしています。市として意思を決定する機関で、市に関する重要な事項について、調査、審議等を行い、決定します。
- ▶ 「市民自治」 市民が主体となって、自らが行政を行うことです。実際に市民全員が集まり話し合い等を行うことは難しいため、市民の代表として選挙で議員を選び、議員で構成する議会によって、市の意思決定を行います。
- ▶ 「本市特有の課題」 地域により抱える課題は様々です。本市では、地区により人口の増減差が大きく、また、主となる年齢層も異なるため、求められる施策も多岐にわたります。また、交通の結節点を活かした観光や産業等の振興策や、農林水産業の振興策等、本市の置かれた環境等から、対策を講ずるべき課題があります。
- ▶ 「複雑多様化する市民ニーズ」 例えば、少子高齢化への対策、増加する空き家の対策、交通への対策等、市に求められるものは時代、社会情勢や環境に伴い変化し、

内容も複雑になっています。

- ▶ 「**地方分権一括法**」 地方分権改革は、住民に身近な行政が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするため、平成5年の衆参両院の地方分権の推進に関する決議から始まりました。その後、地方分権推進委員会から勧告が行われ、平成11年に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる“第1次地方分権一括法”が成立し、地方分権改革が実現しました。
- ▶ 「**市長その他の執行機関**」 “市長”と“その他の執行機関”のことです。市長が全ての市の仕事を行うことは出来ないため、市役所の職員が部や課等の組織に配置され、仕事を行っています。その他の執行機関とは、市長とは別に市長を補佐したり又は中立的な立場として設置される組織で、本市では選挙管理委員会や農業委員会等があります。
- ▶ 「**政策**」 目的を遂行するための、方針や手段です。

《法令等》

▶ **日本国憲法**

〔地方自治の本旨の確保〕

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

▶ **地方自治法**

〔目的〕

第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

〔国及び地方公共団体が分担すべき役割〕

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

〔議会の設置〕

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

〔市町村議会の議員の定数〕

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

〔定例会及び臨時会〕

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

▶ **木更津市議会議員定数条例**

木更津市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第

1項の規定により24人とする。

▶ **木更津市議会定例会条例**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、この条例を制定する。

木更津市議会の定例会の回数は、毎年4回とする。

▶ **木更津市議会定例会に関する規則**

木更津市議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、特別の事情があると認めるときは、招集を前月に繰り上げ、又は、翌月に繰り下げることができる。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市議会（以下「議会」という。）及び議員の責務、役割及び活動原則を明らかにし、市民との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係、その他議会の基本となる事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民全体の福祉の向上及び地域社会の活力ある発展に寄与することを目的とする。

【解説】

前文に掲げた議会の決意を踏まえ、市民に託された責任に応えていくことにより、市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に寄与することを目的としました。

この目的を達成するため、条例では、①議会と議員の責務や活動内容等を示し、②市長、市民と議会との関係やその他の基本となる事項を定めています。なお、議員だけでなく市長等をはじめ議会に関係する方々の全てが、この条例に基づいて議会に係る活動を行うこととなります。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市に住所を有する者、本市に存する事務所又は事業所に勤務する者、本市に存する学校に在学する者、本市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体並びに市税の納税義務のある者をいう。
- (2) 正副委員長会議 委員会運営上の共通事項及び課題等に関し、協議及び調整を行う会議をいう。
- (3) 会派 基本的政策が一致する議員で構成する組織で、議長に届出をしたものをいう。
- (4) 会派代表者会議 会派を代表する者で構成する会議をいう。
- (5) 政策研究会 政策の立案及び提言（以下「政策立案等」という。）に関する研究、議論等を行うことを目的に議会が設置する会議をいう。
- (6) 請願等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定める請願及び木更津市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に定める陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものをいう。

【解説】

地方自治法等の法令に定めのない用語等について、この条例の中での定義を示します。

- (1) この条例における市民の定義です。
- (2) 委員会の運営上の共通的な事項や課題について、それぞれの委員会の枠を超えて協議や調整を行うための会議です。
- (3) 基本的な政策方針等が一致する議員が構成した組織で、議長に会派の届出をしたものです。詳しくは、第6条で解説します。
- (4) 会派同士で意見の交換や調整、協議等を行うため、会派の代表者により行う会議です。
- (5) 委員会等での調査や審査に至っていない政策等について、議員同士で勉強会や研究、議論等を行う場です。
- (6) 議会において、地方自治法に規定する「請願」に準じて取り扱う陳情や要望等です。

《法令等》

▶ 地方自治法

〔請願書〕

第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

〔採択請願の送付及び報告の請求〕

第125条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

▶ 木更津市議会会議規則

（陳情書の処理）

第137条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

▶ 木更津市議会申合せ事項

第4 請願・陳情等の取り扱いに関すること

6. 要望等の取り扱い

- (1) 要望等は、議長が受理をし、所管委員会委員長が取り扱いを決定する。なお、要望書等の受理は、提出年月日、提出者の住所及び氏名（団体の場合にはその名称及び代表者の氏名）が記載され、提出者の押印があることを要件とする。
- (2) 所管委員会委員長が必要と認めた要望書等については、その内容が陳情に適合するものは、陳情の例により処理する。

第2章 議会の活動

（議会の活動の原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する機関として、情報公開等により説明責任に努め、市民に信頼される開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 議決責任を重く認識し、議員間の討議及び十分な調査研究を行い、責任ある政策の決定を行うこと。
- (3) 市民の意見を的確に把握し、政策立案等へ反映させること。

(4) 委員長、副委員長その他会議の長は、会議を効率的かつ効果的に行うため、準備、調整等を行うこと。

【解説】

議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、市の予算や条例等の重要な案件や、市民生活の様々な課題等について、調査や審議等を行い、最終的に市の意思を決定する機関です。ここでは、議会が活動を行うにあたっての原則を定めます。

(1) 本会議や委員会等での審議状況、市長等から得た情報等を、ホームページや広報紙、また様々な場を活用して市民に提供し、議会で行われている活動がより市民に見える形で議会運営を行います。

【ホームページ掲載内容の主なもの】

- ・本会議の議案及び参考資料、表決結果、一般質問趣意書、インターネット生中継及び録画中継
- ・本会議及び各委員会の会議録
- ・議会だより、声の議会だより（音声）
- ・行政視察の結果（議会図書室にも保管）
- ・政務活動費の収支状況

(2) 議会が市の重要なことがらを最終的に決定する機関であることを重く認識し、議員間で意見を交わし論じ合うとともに、実情の把握や調査、視察による先進的な取り組みの研究等を行うことにより、責任を持ってその決定にあたります。

(3) 様々な市民の意見を広く聴く機会の充実に努め、意見を把握し、市の政策等に反映していきます。

(4) 会議運営の中心となる委員会等の長は、その会議に与えられた役割を認識し、限られた時間の中で会議を効率的かつ効果的に行えるよう、準備や調整等にあたります。

《法令等》

▶ 地方自治法

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、

第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

(15) その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとする)が適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

[議長の権限]

第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

▶木更津市議会委員会条例

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

▶木更津市議会情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即し、市民の木更津市議会(以下「市議会」という。)に関する情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市議会に対する理解及び市民参加の市政を促進し、もって広く開かれた市議会を実現するとともに市民生活の向上に資することを目的とする。

(委員会等)

第4条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会を置くことができるものとし、運営その他必要な事項は、木更津市議会委員会条例(昭和50年木更津市条例第24号)に定める。

2 常任委員会は、市政に関する課題や市の事務を自主的に調査し、付託された事件への責任ある審査を行うものとする。

3 議会運営委員会は、適正かつ円滑な議会運営を行うものとする。

4 特別委員会は、付議された事件の専門性及び特殊性を考慮し、的確な審査を行うものとする。

5 議会は、活動の充実を図るため、法及び会議規則に定める活動のほか、必要に応じて正副委員長会議、会派代表者会議、政策研究会等の活動を行うものとする。

【解説】

議会の意思決定は、議員が一同に会する本会議において行いますが、多くの案件に対して合理的かつ効果的に審査等を行うためには、専門的な機関として設置する委員会等の役割が重要です。ここでは、委員会と、その他の議会活動をより充実させていくために設置する会議等について示します。

1 地方自治法の規定に基づき、常任委員会及び議会運営委員会を設置します。また、より特定された案件の審査等を行う場合は、特別委員会を設置します。なお、委員会の運営に係る事項は、木更津市議会委員会条例に規定しています。

2 常任委員会は、地方自治法において、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査するとされています。この規定により、本市では①総務常任委員会、②教育民生常任委員会、③建設経済常任委員会の3つの常任委員会を設置し、それぞれ活動を行います。なお、全ての議員がいずれ

かの常任委員会に属しています。

- 3 議会運営委員会は、地方自治法において、①議会の運営に関する事項、②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、③議長の諮問に関する事項を調査し、議案、請願等を審査すると規定されています。この規定により、本市では、各会派から推薦された委員等により議会運営委員会を設置し、活動を行います。
- 4 特別委員会は、地方自治法において、議会の議決により付議された事件を審査するとされています。本市では、専門的・特殊な案件が生じた場合に設置し、特定の案件の調査や審査を行います。
- 5 議会の活動を充実させていくために必要と思われる場合は、地方自治法に規定のある本条の第1項から第4項までの活動の他に、木更津市議会委員会条例第5条に規定する委員会、木更津市議会会議規則第158条に規定する委員会協議会等の協議等の場、正副委員長会議、会派代表者会議、政策研究会等の各種会議を設置し、活動を行います。

《法令等》

▶ 地方自治法

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

- 第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。
- 2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- 3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
- 4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- 5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。
- 6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- 7 前項の規定による議案の提出は、文書をもってしなければならない。
- 8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

〔公聴会及び参考人の出頭〕

- 第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

▶ 木更津市議会委員会条例

〔常任委員会の設置〕

- 第1条 議会に常任委員会を置く。
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
- 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
 - 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。
 - (1) 総務常任委員会 8人 ※以下、所管は省略
 - (2) 教育民生常任委員会 8人 ※以下、所管は省略。
 - (3) 建設経済常任委員会 8人 ※以下、所管は省略。
- (議会運営委員会の設置)
- 第3条 議会に議会運営委員会を置く。

- 2 議会運営委員会の委員の定数は、議決で定める。
(特別委員会の設置等)
- 第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。
- 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)
- 第5条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。
- 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず12人とする。

▶ 木更津市議会会議規則

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

- 第37条 会議に付する事件は、第133条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明をきき、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
- 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、委員会に付託することができる。
- 3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いずて会議にはかつて省略することができる。
(請願の委員会付託)
- 第133条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。
(協議又は調整を行うための場)
- 第158条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。
- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

別表(第158条関係) ※構成員、招集権者は省略。

名 称	目 的
議員全員協議会	市政に関する重要事項や市議会内部の処理事項等について報告や協議を行う。
総務常任委員会協議会	総務常任委員会の所管事項について協議、調整等を行う。
教育民生常任委員会協議会	教育民生常任委員会の所管事項について協議、調整等を行う。
建設経済常任委員会協議会	建設経済常任委員会の所管事項について協議、調整等を行う。
議会運営委員会協議会	議会運営委員会の所管事項について協議、調整等を行う。
基地対策特別委員会協議会	基地対策特別委員会の所管事項について協議、調整等を行う。
広域行政等特別委員会協議会	広域行政等特別委員会の所管事項について協議、調整等を行う。
地方創生特別委員会協議会	地方創生特別委員会の所管事項について協議、調整等を行う。

議員政治倫理条例策定特別委員会協議会	議員政治倫理条例策定特別委員会の所管事項について協議、調整等を行う。
木更津市議会広報委員会	きさらづ市議会だよりの編集及び発行を行う。

▶ 木更津市議会議員全員協議会規程

※内容は省略。

▶ 木更津市議会委員会協議会規程

※内容は省略

▶ 木更津市議会申合せ事項

第3 委員会、その他の会議に関すること

3. 議会運営委員会

(3) 議長が委員会へ諮問する事項は、概ね次のとおりとする。

- ① 議会の会期及び議案審議予定の件
- ② 議案、請願書、陳情書、動議の取り扱いに関する件
- ③ 特別委員会設置の件
- ④ 法令に基づく公務員の選任、任命に関する件
- ⑤ 議会費予算に関する件
- ⑥ 木更津市議会情報公開条例に関する件
- ⑦ その他議長が必要と認める件

第3章 議員の活動

(議員の活動の原則)

第5条 議員は、議会の一員として、議会の理念と目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であり合議制の機関であること及び議員間の立場が対等であることを認識し、積極的な討議により結論を出す環境づくりを行うこと。
- (2) 一部の団体及び地域にとどまらない、多様な意見を把握するとともに、議会及び議員の活動について、市民に対し、積極的に報告を行うこと。
- (3) 不断の研修、視察、研究等により自己の知恵や見識の向上を図ること。
- (4) 地位による影響力を認識し、常に市民の代表であることを意識して活動すること。

2 議員の倫理に関しては、別に定める。

【解説】

1 市民の代表として選挙で選ばれた議員は、市の意思決定を行う議会の一員として、議会の目的達成に向けて、活動することが求められます。ここでは、議員が活動を行うにあたり守らなければならない原則を示します。

- (1) 議会は、憲法に規定された議事機関であり、言論により意思決定が行われます。このことを強く認識し、対等な立場で積極的に討議を行い、結論を出す環境づくりを行うこととします。
- (2) 議員は、市民の代表であり、市民全体の福祉の向上という目的を達成するため、一部の団体や地域だけに重点を置くのではなく、市民や有識者等の多様な意見を把握し、活動へ反映させることとします。また、議員としての活動や議会で知り得た情報等を市民に積極的に報告することとします。
- (3) 議会の意思決定は、非常に広範囲にわたります。市民の生活等に深く関係することから、議決することの責任はとて大きく、日頃から自らを磨き、現地に向いて実態を把握したり、先進的な取り組みを視察して研究を行う等、議会にお

いて質の高い議論が行えるよう自らの知恵や見識の向上を図ることとします。

- (4) 議会は、市の最終的な意思決定を行う機関です。この意思決定が市民に与える影響はとて大きく、議員は、このことを強く認識し、常に市民の代表であることを意識しながら活動することとします。また、多くの案件が合理的かつ効果的に議論されるよう、会議を妨害するような行為は慎まなければなりません。木更津市議会会議規則においては、議事妨害の禁止が規定されており、妨害していると認められる場合は、地方自治法・木更津市議会会議規則・木更津市委員会条例の規定により、議長及び委員長等がこれを制止することとなります。
- 2 議会を適正かつ公平に運営していくため、議員には高い倫理観と識見が求められます。議員は、この条例のほか地方自治法・木更津市議会会議規則・木更津市議会委員会条例等の規定を遵守するとともに、議会が定めた“倫理規定”に沿って活動しなければなりません。

《法令等》

▶ 日本国憲法

〔地方公共団体の機関〕

第93条

- 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

▶ 地方自治法

〔兼職の禁止〕

- 第92条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

〔関係私企業への就職の制限〕

- 第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

〔議場の秩序維持〕

- 第129条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

- 2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

〔議長の注意の喚起〕

- 第131条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

〔言論の品位〕

- 第132条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

〔侮辱に対する措置〕

- 第133条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

〔懲罰理由等〕

- 第134条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

- 2 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

▶ 木更津市議会会議規則

〔品位の尊重〕

- 第143条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

〔携帯品〕

- 第144条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により

議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第145条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第146条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第147条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第148条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第149条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第150条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第151条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議にはかつて決める。

▶ 木更津市議会委員会条例

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

▶ 倫理規定

議員は、市政の繁栄のために積極的に活動するとともに、市民全体の奉仕者として、常に良心に従って、誠実かつ公正にその職務を遂行するとともに、以下のことを遵守しなければならない。

1 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2 公職選挙法、政治資金規正法の政治活動に関する法律等を厳守すること。

3 公正な議員活動を妨げる如何なる不当な要求にも屈しないこと。

4 その権限または地位を利用し、次に掲げる行為をしないこと。

(1) 公共工事の請負等の斡旋

(2) 公共施設の入所等に関しての不当な関与

(3) 市職員等の人事への関与

(4) 許認可、補助金及び交付金その他の給付の決定への不当な関与

(5) いかなる金品等の授受

(6) 市が行う契約に関して、特定の企業、団体等のための、有利な取り計らい

(7) 前6項に掲げるもののほか、市職員の公正な職務執行を妨げる行為

5 道路交通法等、法令に違反する行為並びに、その他市民の安心安全を脅かすおそれのある行為をしないこと。

6 人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(会派)

第6条 議員は、会派を結成することができる。

2 会派は、基本的政策に関する意思を表明するとともに、必要に応じて会派間で意見の調整、協議等を行い、合意形成に努めるものとする。

3 議会は、前項の合意形成を図るため、会派代表者会議を開催することができる。

4 議会は、いずれの会派にも属さない議員があるときは、会派代表者会議につき、当

該議員に対し、適切な配慮を行うものとする。

【解説】

- 1 議員は、基本的政策が一致する議員で会派を構成することができます。ただし、会派としての権限を得るには、議長に会派の結成又は異動を届出なければなりません。会派は、政務活動費の交付対象として規定されていることに加え、所属議員数に応じて議会運営委員会や特別委員会の委員構成が決定される等、議会運営において重要な存在です。ここでは、会派の活動等について定めます。
- 2 会派は、その基本的政策に関する意思を表明するとともに、政策の立案、提言、決定等に資するため、所属議員間で十分な討議を行います。また、議会には複数の会派が存在していますが、市全体としての意思を決定していくため、必要があれば会派間で意見の調整や協議等を行い、合意形成に努めます。
- 3 前項の合意形成にあたり議会が必要と認める場合は、議会は、会派の代表者で構成する会派代表者会議を開催することができます。
- 4 会派代表者会議を構成する会派は、交渉会派であって、木更津市議会申合せ事項に規定する人数を満たす会派とします。なお、規定の人数に満たない会派やいずれの会派にも属さない議員は、会派代表者会議に参加できないこととなるため、会派代表者会議の開催にあたっては、議会は、適切な配慮を行うこととします。

《参考》

- ▶ 木更津市議会申合せ事項において「交渉会派は3人以上とする」と規定しており、議会運営上の会派は、所属議員3人以上で構成する会派、いわゆる「交渉会派」のことです。木更津市議会政務活動費の交付に関する条例における会派は、政務活動費の交付対象としての会派です。

《法令等》

▶ 木更津市議会政務活動費の交付に関する条例

(交付対象)

第2条 政務活動費は、木更津市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付する。

▶ 木更津市議会申合せ事項

第1 会派に関すること

- (1) 会派とは、3人以上の所属議員をもって構成する交渉会派をいう。
- (2) 議員が会派を結成し、またはこれに異動を生じたときは、その名称及び所属議員、代表者等を議長に届出るものとする。ただし、政務活動費上の会派と同様である場合は、政務活動費の会派異動届でこれにかえることができる。

第4章 議会の機能の強化

(政策立案等)

第7条 議会は、市長等に対し、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案等を行うものとする。

2 議会は、前項の政策立案等を行うため、政策研究会を開催することができるものとし、必要に応じて有識者等を活用することができる。

【解説】

議会の活動の原則の1つとして、第3条第3号に「市民の意見を的確に把握し、政策立案等への反映に努める」ことを規定しました。ここでは、どのような手段により

政策の立案や提言を行うかを示します。

- 1 具体的には、市民の意見を把握した上で、議員や委員会が自ら条例の制定に係る提案を行うこと、表決前に質疑や討論を行い、必要があれば議案の修正を行うこと、議会の意思表示として決議や意見書を提出することにより、政策の立案や提言を行っていきます。
- 2 時代、社会情勢、環境等の変化に伴い、市の課題や市民ニーズも変化していきます。委員会等での検討に至っていないような案件についても、準備を進め、段階的に対応していく必要があります。議会は、その状況に応じて、議員同士での研究や議論、勉強会等を行うための政策研究会を開催し、必要があれば有識者を招聘する等して、研究や議論を深められるよう努めていきます。

《法令等》

▶ 地方自治法

〔選挙及び予算の増額修正権〕

第97条

2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

〔意見書の提出〕

第99条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

第109条

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

7 前項の規定による議案の提出は、文書をもってしなければならない。

〔議員の議案提出権〕

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の1/2分の1以上の者の賛成がなければならない。

3 第1項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

▶ 木更津市議会会議規則

〔議案の提出〕

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

（専門的事項に係る調査）

第8条 議会は、適切な判断に資するため、必要に応じて、法に定める公聴会の開催、参考人への聴取、学識経験者等による専門的事項に係る調査を行うものとする。

【解説】

広範囲にわたる案件を適切に判断していくため、議会は必要に応じて、地方自治法に定める「公聴会の開催」、「参考人への聴取」を行います。また、専門的な事項に関しては、議会だけでその内容を把握することは難かしく、時間も要するため、学識経験者や有識者を活用し、調査を行います。

《法令等》

▶ 地方自治法

〔議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査〕

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

〔公聴会及び参考人の出頭〕

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(政務活動費)

第9条 会派は、木更津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年木更津市条例第5号）の定めるところにより政務活動費の交付を受けることができる。

2 議会は、政務活動費の収支状況を公表するものとする。

【解説】

地方自治法において、「地方公共団体は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」と規定されています。

- 1 本市では、この規定に基づき、木更津市議会政務活動費の交付に関する条例を定め、会派に対し、政務活動費を交付しています。
- 2 議会では、各会派から収支報告書の提出を受け、確認を行います。政務活動費の収支状況については、ホームページで年度毎に政務活動費収支報告書を公表しています。また、詳細な書類等は、木更津市議会情報公開条例の規定に基づき開示します。

《参考》

- ▶ 木更津市議会申合せ事項において「交渉会派は3人以上とする」と規定しており、議会運営上の会派は、所属議員3人以上で構成する会派、いわゆる「交渉会派」のことです。木更津市議会政務活動費の交付に関する条例における会派は、政務活動費の交付対象としての会派です。地方自治法において、政務活動費は議員個人にも交付できるとされていること等から、3人に満たない会派も政務活動費の交付対象としています。

《法令等》

▶ 地方自治法

〔議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査〕

第100条の2

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

▶ 木更津市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、木更津市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、木更津市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、会計年度終了後速やかに政務活動費収支報告書（別記様式。以下「収支報告書」という。）及び規則で定める書類を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定による収支報告書の提出があったときは、写しを市長に送付するものとする。

3 前2項の規定は、会派が解散した場合（議会の解散があった場合を含む。）に準用する。この場合において、第1項の規定中「会派の代表者」とあるのは「元代表者」と、「会計年度終了後速やかに」とあるのは「会派が解散した日（議会の解散があった日を含む。）から30日以内に」と読み替える。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による収支報告書の写しの送付があったときは、その内容を審査し、政務活動費の額を確定し、議長を經由して会派の代表者又は元代表者に通知するものとする。

2 前項の規定により額が確定されたときは、会派の代表者又は元代表者は、政務活動費を精算しなければならない。

(証拠書類の保管)

第9条 会派の経理責任者は、第7条第1項又は第3項の規定により提出した収支報告書に係る領収書等の証拠書類を、当該政務活動費の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(証拠書類の調査)

第10条 市長は、第8条に規定する審査に必要があると認めるときその他特に必要と認めるときは、会派の経理責任者が保管している領収書等の証拠書類を調査することができる。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じ調査を行うこと等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

▶ 木更津市議会情報公開条例

(市議会の責務)

第11条 市議会は、第1条の目的を達成するため、情報を開示することを原則として、この条例を解釈し運用するものとする。

2 市議会は、情報の開示にあたっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 市議会は、情報の適正な管理及び情報の開示手続きその他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営に努めなければならない。

(開示請求の手續)

第14条 前条の規定による情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した開示請求書を議長に提出しなければならない。

※各号は省略。

(開示請求に対する措置)

第19条 議長は、開示請求に係る情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し議長が別に規則で定める事項を速やかに書面により通知しなければならない。

2 議長は、開示請求に係る情報の全部又は一部を開示しないときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由並びに一部を開示しないときには、その実施に関し議長が別に規則で定める事項を速やかに書面により通知しなければならない。

3 議長は、前条の規定により開示請求を拒否するときは、その旨の決定をし、そ

の理由及び仮に当該情報が存在するとすれば第15条各号及び第16条各号の規定により開示しないこととする理由のいずれに該当することになる旨を速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。

(多様な手段の活用)

第10条 議会は、議会の活動を効率的かつ効果的に行うため、積極的に情報通信技術等の多様な手段を活用するものとする。

【解説】

情報通信技術（ICT）の進化は著しく、議会においても、議会の活動をより効率的かつ効果的に行っていくため、積極的な活用を検討しています。また、ICTが使えない市民に対する手段の検討や、全国的に進められている議会改革事例の研究等も進めていきます。

《参考》

これまでの取り組みの例

- ・ホームページでの会議録の検索、閲覧
- ・本会議のインターネット中継（平成25年度）
- ・市議会だよりの音声ファイルをホームページに掲載（平成26年度）
- ・スマートフォンアプリへの議会だよりの掲載（平成28年度）
- ・タブレット端末による議案等の閲覧（平成29年度）

《法令等》

▶ 木更津市議会情報公開条例

(高度情報化への対応及び情報の提供の推進)

第9条 市議会は、高度情報化社会への対応及び市議会を傍聴する機会を得られない市民のために必要な方策として、高度な情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供施策の活用などの検討を行うとともに、その推進に努めるものとする。

2 市議会は、情報の公開の総合的推進を図るため、その管理する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

▶ 木更津市議会申合せ事項

第6 その他

4. ペーパーレス化する資料

- (1) 会議システム及びタブレット端末導入により、次の資料については、会議システムに掲載し、紙資料での配布はしない。
- ① 市長諸報告（専決処分、継続費精算報告書等、本会議で報告しているもの）
 - ② 監査委員報告（例月出納検査、監査報告）
 - ③ 委員会審査報告書
 - ④ 行政視察結果報告書
 - ⑤ 議員派遣
 - ⑥ 議員全員協議会資料（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の各協議会で配布されていない資料は除く。）

第5章 市民との関係

(市民の参画)

第11条 議会は、木更津市議会情報公開条例（平成12年木更津市条例第32号）の定めるところにより情報を公開する。

- 2 議会とは、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。
- 3 請願等の付託を受けた委員会は、必要に応じて、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

【解説】

議会は、市民が直接的に議会の活動に参画しやすくなるよう、取り組みを進めていきます。

- 1 議会の会議は、原則公開として、基本的な事項を「木更津市議会情報公開条例」で定めています。ただし、その会議の内容が個人情報を含むものや個人の生命、財産に影響を及ぼすようなものである場合、または、市民に直接的に影響する決定事項ではなく会議運営に係る内部的な事項を協議する場合等は、公開しません。
- 2 市民の多様な意見の把握等を図るため、傍聴以外にも市民が議会の活動に参加できる機会を設けることや参加しやすい環境づくりに努めるものとします。
- 3 請願や陳情は、市民が有する権利であり、また、政策に係る幅広い提案や提言でもあります。その請願や陳情の審査においては、願意をより正確に把握するため、必要に応じて協議会等を開催し、提出者の意見を聴く機会を設けます。

《法令等》

▶ 日本国憲法

〔請願権〕

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

▶ 地方自治法

〔議事の公開原則及び秘密会〕

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

〔請願書〕

第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

▶ 木更津市会議規則

（紹介議員の委員会出席）

第134条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

▶ 木更津市議会委員会条例

（傍聴の取扱）

第17条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

▶ 木更津市議会情報公開条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即し、市民の木更津市議会（以下「市議会」という。）に関する情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市議会に対する理解及び市民参加の市政を促進し、もって広く開かれた市議会を実現するとともに市民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「情報」とは、市議会事務局（以下「議会事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することが

できない方式で作られた記録で、情報化の進展状況等を勘案して木更津市議会議長（以下「議長」という。）が別に規則で定めるものをいう。以下同じ。）であって、議会事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているものをいう。

（委員会等の公開）

第3条 市議会は、木更津市議会委員会条例（昭和50年木更津市条例第24号。以下「委員会条例」という。）第17条第1項の規定により常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を公開する。

2 市議会は、木更津市議会会議規則（昭和50年木更津市議会規則第1号）別表に規定する議員全員協議会、常任委員会協議会、議会運営委員会協議会、特別委員会協議会及び木更津市議会広報委員会（以下「協議等の場」という。）についても公開するものとする。

（非公開とすることができる委員会及び協議等の場）

第4条 前条の規定にかかわらず、委員会条例第7条に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長並びに木更津市議会会議規則第158条に規定する協議等の場の招集権者（以下「各委員長等」という。）は、会議に諮り、会議の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 個人生活事項について特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある事項。ただし、次に掲げる事項を除く。
※以下、省略。

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。
※以下、省略。

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある事項

(4) 市議会及び市議会以外の市の執行機関並びに国、他の地方公共団体、その他公共団体、公共的団体又は市の執行機関の附属機関（これに類するものを含む。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等意思決定過程に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民（本市以外の地方公共団体の市民を含む。）の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益をおよぼすおそれがある事項

(5) 市議会の事務事業に関する事項であって、当該事務事業の性質上、公にすることにより、市議会と関係者との信頼関係が損なわれるおそれのあるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われるおそれのあるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある事項

(6) 市議会の検閲又は検査若しくは調査権の行使又は総合調整のための事項であって、公にすることにより検閲又は検査若しくは調査権の行使又は総合調整に支障が生ずるおそれがある事項

2 各委員長等は、委員会及び協議等の場の議事内容が前項各号の規定に該当するおそれがあると認めるときは、委員会条例第18条の規定により秘密会とする。

（会議の傍聴）

第6条 第3条の規定により公開される会議（第4条又は前条の規定により非公開とされた会議を除く。以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に規則で定める。

（会議資料の提供）

第7条 市議会は、市議会の本会議及び会議が開催されるときは、議長が別に定めるところにより、傍聴する者に会議資料（木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号。以下「公開条例」という。）第7条各号及び第8条各号若しくは第15条各号及び第16条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）又は参考となる資料の提供に努めるものとする。

(会議録の閲覧)

第8条 市議会は、公開された会議に係る会議録（要旨会議録を含む。）の写しを閲覧に供するよう努めるものとする。

(市議会の責務)

第11条 市議会は、第1条の目的を達成するため、情報を開示することを原則として、この条例を解釈し運用するものとする。

2 市議会は、情報の開示にあたっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 市議会は、情報の適正な管理及び情報の開示手続きその他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営に努めなければならない。

▶ 木更津市議会傍聴規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第130条第3項の規定に基づき、傍聴人に関し必要な事項を定めることを目的とする。

▶ 木更津市議会委員会等傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市議会情報公開条例（平成12年木更津市条例第32号）第6条の規定により、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議員全員協議会、常任委員会協議会、議会運営委員会協議会、特別委員会協議会及び木更津市議会広報委員会（以下「委員会等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

▶ 木更津市議会申合せ事項

第4 請願・陳情等の取り扱いに関すること

2. 請願・陳情の趣旨説明

(1) 原則として、委員会協議会において請願・陳情者または関係者に趣旨を説明願うものとする。ただし、出席は、説明者2名までとする。

(広報活動)

第12条 議会は、市民が議会における決定の過程及び結果に関する情報を入手することができるよう、広報紙、ホームページ等を活用し、情報の共有を図るものとする。

2 議会は、議案に対する各議員の賛否を公表する。

【解説】

議会は、多くの市民が議会に関する情報を入手することができるように、様々な媒体や方法を検討し、広報活動の充実を図ります。

1 広報紙の発行やホームページの充実、その他にも多様な手段を検討し、市民との情報共有に努めていきます。

2 議会における決定の過程及び結果を明らかにするため、議案に対する各議員の賛否について、広報紙及びホームページで公表します。

《法令等》

▶ 木更津市議会情報公開条例

(会議録の閲覧)

第8条 市議会は、公開された会議に係る会議録（要旨会議録を含む。）の写しを閲覧に供するよう努めるものとする。

(高度情報化への対応及び情報の提供の推進)

第9条 市議会は、高度情報化社会への対応及び市議会を傍聴する機会を得られない市民のために必要な方策として、高度な情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供施策の活用などの検討を行うとともに、その推進に努めるものとする。

2 市議会は、情報の公開の総合的推進を図るため、その管理する情報の提供に関する施策の充実を努めるものとする。

(きさらづ市議会だより)

第10条 市議会は、各定例会後速やかに、当該定例会の内容について記載したきさらづ市議会だより(以下「議会だより」という。)を発行するものとする。

2 議会だより発行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

▶ **きさらづ市議会だより発行規程**

(掲載事項)

第6条 議会だよりに掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市議会定例会、臨時会に関すること。
- (2) 各種委員会に関すること。
- (3) 請願、陳情に関すること。
- (4) 市議会の活動に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

(発行回数)

第7条 議会だよりは、年4回発行する。ただし、必要があるときは、臨時に発行することができる。

(配布)

第8条 議会だよりは、市内全世帯、官公署等に無料で配布する。

(個人情報の保護)

第13条 議会、議員及び会派は、目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うとともに、個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

議会や議員等は、多くの市民や団体等と接することから、様々な個人情報を取り扱うこととなります。個人情報を適切に取り扱うため、法律等に基づき、必要な措置を講じていきます。なお、個人情報の保護に関する措置については、個人情報の保護に関する法律の趣旨に基づき、市の条例等を参考に適切に行うこととします。

《法令等》

▶ **個人情報の保護に関する法律**

(目的)

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

▶ **木更津市議会情報公開条例**

(非公開とすることができる委員会及び協議等の場)

第4条 前条の規定にかかわらず、委員会条例第7条に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長並びに木更津市議会会議規則第158条に規定する協議等の場の招集権者(以下「各委員長等」という。)は、会議に諮り、会議の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 個人生活事項について特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な

お個人の権利利益を害するおそれがある事項。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 法令（法律、法律に基づく命令（国が定める告示、通達及び通知を含む。）、条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事項

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護することが客観的に明白であり、公にすることが公益上特に必要であると認められる事項

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護することが客観的に明白であり、公にすることが公益上特に必要であると認められる事項

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から人の財産又は生活を保護することが客観的に明白であり、公にすることが公益上特に必要であると認められる事項

ウ ア又はイに掲げる事項に準ずる事項であって、公にすることが公益上特に必要であると認められる事項

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある事項

（市議会の責務）

第11条

2 市議会は、情報の開示にあたっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（開示しないことができる情報）

第15条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の公務に関する情報及び当該情報に記載された特定個人に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護することが客観的に明白であり、公にすることが公益上特に必要であると認められる情報

(2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護することが客観的に明白であり、公にすることが公益上特に必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から人の財産又は生活を保護することが客観的に明白であり、公にすることが公益上特に必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上特に必要であると認められる情報

(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

第6章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第14条 議会は、市長等と対等で緊張感のある関係を保持し、市民の代表として、市長等の事務の執行の監視等に努めるものとする。

2 議員は、議会の会議における論点及び争点を明確にするよう努めるものとする。

【解説】

議事機関として憲法に定められた議会は、その権限として地方自治法に、市長に対する検査権、監査請求権、調査権、議場への出席要求権、請願処理報告請求権、不信任議決権等が規定されています。

- 1 憲法や地方自治法に規定された議会の役割や市民からの負託を認識し、目的の達成に向け、市長等と極端に付く離れるのではなく、よい緊張関係を保って、その役割を遂行していきます。
- 2 その上で、より合理的、効果的に議論を行っていくため、論点と争点を明確化し、市長等にその意思が伝わるように努めることとします。

《法令等》

▶ 地方自治法

[検閲・検査及び監査の請求]

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

[調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等]

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

[招集]

第101条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

3 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

4 前2項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から20日以内に臨時会を招集しなければならない。

5 第2項の規定による請求のあつた日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

6 第3項の規定による請求のあつた日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、第3項の

規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては10日以内、町村にあつては6日以内に臨時会を招集しなければならない。

- 7 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

〔採択請願の送付及び報告の請求〕

第125条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

〔副知事及び副市町村長の選任〕

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

〔長の不信任議決と長の処置〕

第178条 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から10日以内に議会を解散することができる。

- 2 議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

- 3 前2項の規定による不信任の議決については、議員数の3分の2以上の者が出席し、第1項の場合においてはその4分の3以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

〔専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。※以下、省略。

- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（市長等の反問）

第15条 市長等は、論点及び争点を明確にするため、議長、委員長その他会議の長（以下「議長等」という。）の許可を得て、議員の質疑等に対する反問をすることができる。

- 2 議長等は、前項の反問が適当と認められる場合は、質疑等を行った議員に対し、説明を求めることとする。

【解説】

的確かつ効率的に質疑と応答を行うには、市長等と議会とがその論点及び争点を共有することが重要です。

- 1 市長等は、論点及び争点が明確に伝わらない場合は、議長や委員長等の許可を得た上で、議員の質疑等に対して反問することができます。なお、ここでの反問は、論点及び争点を明確にするために、質疑等の趣旨の確認とします。
- 2 議長や委員長等は、市長等の反問が前項の趣旨に合致している場合は、質疑等を行った議員に対して説明を行うよう求めることとします。

(市長等の説明)

第16条 市長等は、重要な政策、計画、事業等を提案するときは、その論点を明確にし、水準を高めるため、議会に対し、十分な資料の提供と説明に努めるものとする。

2 市長等は、予算又は決算の審議にあたり、施策別又は事業別の説明に努めるものとする。

【解説】

議会が市民にとって最良の意思決定を行うことは、市政を執行する市長等にとっても重要なことです。

- 1 議会が意思の決定を行うにあたり、市長等は議会に対し、十分な資料の提供と説明を行うこととします。提供する資料や説明の項目としては、①政策等の目的や背景、②内容、期間、根拠法令、計画等での位置付け、③市民の意見等の状況、④経費、財源措置、想定される効果、⑤他の政策等との検討結果、等があげられます。
- 2 市が取り扱う予算や決算は、非常に広範囲にわたります。議会がこれを把握し、意思の決定を行うにあたり、市長等は、なるべく理解しやすい施策別又は事業別の説明に努めるものとする。

《法令等》

▶ 地方自治法

[長の説明書提出]

第122条 普通地方公共団体の長は、議会に、第211条第2項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第211条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては30日、その他の市及び町村にあつては20日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

▶ 木更津市議会申合せ事項

第2 本会議に関すること

5. 予算等説明

- (1) 次年度当初予算案の概要説明は、3月定例会会期前の議員全員協議会で行う。
- (2) 次年度市政運営の基本的な考え方の説明は、12月定例会会期前の議員全員協議会で行う。

第3 委員会、その他の会議に関すること

10. 重要案件の事前説明

下記事案を所管委員会または協議会もしくは、議員全員協議会において説明する。

- (1) 意見公募制度（パブリック・コメント）により市民に意見や提言等を募る事案。ただし、近々に提案される議案は除く。
- (2) 広く市民に公表を予定している重要案件
- (3) その他、議長が特に必要と認める事案

(文書による質問)

第17条 議員は、議会の閉会中に議長の許可を得て、市長等に対し、文書により質問をすることができる。

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかな回答に努めるものとする。

【解説】

広範囲にわたる市の事務を理解するため、議員は市長等に対し、文書により質問や資料の請求ができることとします。なお、議員は、市長等の事務負担が過度にならないよう配慮するものとします。

- 1 議員は、議会の閉会中に市長等に対し文書により質問を行う場合は、議長の許可を得て行うこととします。
- 2 市長等は、前項による質問を受けた場合、速やかに回答することとします。

《法令等》

▶ 地方自治法

〔調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等〕

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

（議決事件の追加）

第18条 法第96条第2項の規定により定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるもののほか、別に条例で定める。

- (1) 木更津市基本構想の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成25年木更津市条例第26号）に規定するもの
- (2) 木更津市民憲章の制定等を議会の議決事件として定める条例（平成28年木更津市条例第29号）に規定するもの
- (3) 木更津市名誉市民条例（昭和37年木更津市条例第30号）に規定するもの

【解説】

地方自治法第96条第2項では、「普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる」と規定されています。ここでは、本市において議会の議決すべきものとして定めるものを示します。

なお、「別に条例で定めるもの」は、今後、新たに規定するものを想定しています。

《法令等》

▶ 地方自治法

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分すること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - (15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

▶ **議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例**

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格4,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

▶ **木更津市基本構想の策定等を議会の議決事件として定める条例**

（議会の議決）

第3条 市は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

▶ **木更津市民憲章の制定等を議会の議決事件として定める条例**

（議会の議決）

第3条 市は、市民憲章を制定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

▶ **木更津市名誉市民条例**

（推挙）

第2条 名誉市民は、市長が木更津市名誉市民審議会（以下「審議会」という。）の議を経て市議会の同意により推挙する。

第7章 議会事務局等の機能の強化

（議会事務局の機能の充実）

第19条 議会は、議会の活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実及び強化を図るものとする。

【解説】

議会に求められる役割は増大し、また、複雑化しています。それに伴い、処理すべき事務は増大し、複雑化する課題やニーズに対応するため、議会の機能の強化も求められます。議会をサポートする議会事務局についても、これら議会の活動が円滑かつ効率的に行われるように、充実及び強化を図っていきます。

《法令等》

▶ 地方自治法

〔事務局並びに事務局長・書記長・書記及びその他の職員〕

- 第138条 都道府県の議会に事務局を置く。
- 2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- 4 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。
- 5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
- 6 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- 7 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。
- 8 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

▶ 木更津市議会事務局条例

- 第1条 市議会に関する事務を処理するため事務局を置く。

（図書等の充実）

第20条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実を図るものとする。

【解説】

議会の図書室は、地方自治法第100条第19項に設置が定められています。議員の様々な調査研究に資するため、資料等の充実に努めていきます。

《法令等》

▶ 地方自治法

〔調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等〕

- 第100条
- 17 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- 18 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- 19 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- 20 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

第8章 災害への対応

（災害に対する活動等）

第21条 議会及び議員は、市民等の生命、身体及び財産に影響を及ぼす災害（以下「災害」という。）の発生に備えるため、平時から地域の情報の把握及び市長等との

情報共有を行うものとする。

(災害時における活動等)

第22条 議会は、災害が発生した場合に、市民等及び地域の状況を把握し、総合的かつ機能的に活動できるよう、連絡及び意思決定等の体制を整備するものとする。

2 議会は、災害が発生した場合に、市民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定する等、災害からの復興に向け積極的に活動するものとする。

3 議員は、災害対応及び防災に係る取組が円滑に行われるよう活動するものとする。

【解説】

大規模な災害が発生した場合、情報の収集や提供は非常に難しくなり、また、市に求められることも非常に膨大になります。このような状況において、個々の議員が市の各部署と直接的にやり取りをすることは難しく、また、災害対応への障害となってしまう可能性があります。そのため、議会がまとまり、かつ個々の役割を發揮できるよう、ここでは災害時の基本的なルールを示します。

第21条 災害の発生に備え、平時から、危険な箇所や避難所の把握、また、避難誘導や応急措置の方法等について、市長等との情報共有や地域での情報収集、提供を行うこととします。

第22条 災害が発生した場合、まず、議会内で情報の集約を行い、議会が行うべき役割を決定した上で、それぞれ必要な活動を行うことができるよう、連絡及び意思決定等のための体制整備に努めます。

2 少しでも早く市民生活の回復や災害からの復興が遂げられるよう、市をあげて取り組んでいくため、慎重な審査に努めつつも議会が行わなければならない手続き等を迅速に行うこととします。

3 大規模な災害時は、周囲に助けが必要な被災者がいたり、また、被災した場所から移動できないことも想定されます。議員は、地域の一員としても災害に対応するため、日頃から情報の収集や提供に努め、また、地域の行事に参加する等、共助の取り組みが円滑に行われるよう活動することとします。

《法令等》

▶ 災害対策基本法

(市町村災害対策本部)

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

(1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

(2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市

町村現地災害対策本部を置くことができる。

- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第9章 検証等

(検証等)

第23条 議会は、本条例の目的の達成について、適宜に検証を行い、改善が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 議会は、本条例が議会の基本となる条例であることを踏まえ、市民の意見や社会情勢の変化の把握に努め、必要と認められる場合は、本条例の見直しを行うものとする。

【解説】

この条例は、議会の基礎となる条例であり、議会の理念や基本的なルールを示しています。

- 1 議会がこの理念に向かって進んでいるか、また、このルールに従って活動を行っているか、適宜、検証を行うものとします。なお、検証は、議会運営委員会において、その時期や方法について検討することとします。また、この検証の結果、改善が必要と認められる場合は、適切な措置を講じていくこととします。
- 2 市民の代表として議員が選出され、その議員により議会は構成されています。時代や社会情勢の変化に伴って議会に求められるものが変われば、議会の基礎となるこの条例も見直す必要があります。このことから、市民の意見や社会情勢の変化等を議会として把握し、必要に応じて、この条例の見直しを行うこととします。なお、条例の見直しは、議会運営委員会において、その時期や方法について検討することとします。

第10章 他の条例等との関係

(他の条例等との関係)

第24条 議会は、議会に関する条例その他の規程を制定し、又は改廃する場合、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

- 2 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例は、議会の基礎となる条例です。

- 1 そのため、他の規程を制定したり、改正や廃止をする場合は、この条例と相違が生じないようにする必要があります。なお、前条に示すように、市民が求めるものこの条例にずれが生じていると認められる場合は、この条例の見直しを行うこととします。
- 2 この条例では、議会の基本的な事項を示し、詳細な規定は、別の条例等に定める

こととします。

《参考》

▶ 議会に関する主な規定（木更津市議会）

- ・木更津市議会議員定数条例（平成12年条例第31号）
- ・木更津市議会定例会条例（昭和31年条例第23号）
- ・木更津市議会定例会に関する規則（昭和29年規則第14号）
- ・木更津市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）
- ・木更津市議会委員会条例（昭和50年条例第24号）
- ・木更津市議会議員全員協議会規程（平成20年議会訓令第3号）
- ・木更津市議会委員会協議会規程（平成20年議会訓令第4号）
- ・木更津市議会傍聴規則（昭和34年規則第1号）
- ・木更津市議会委員会等傍聴規則（平成12年議会規則第3号）
- ・専決事項の指定について（昭和48年3月28日制定）
- ・木更津市議会事務局条例（昭和30年条例第57号）
- ・木更津市議会事務局処務規程（平成12年議会訓令第2号）
- ・木更津市議会事務局文書規程（平成18年議会訓令第1号）
- ・木更津市議会公印規程（昭和44年議会訓令第1号）
- ・きさらづ市議会だより発行規程（昭和59年議会訓令第2号）
- ・木更津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第5号）
- ・木更津市議会政務活動費の交付に関する規則（平成14年規則第11号）
- ・木更津市議会情報公開条例（平成12年条例第32号）
- ・木更津市議会情報公開条例施行規則（平成12年議会規則第1号）
- ・木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第39号）
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）
- ・木更津市民憲章の制定等を議会の議決事件として定める条例（平成28年条例第29号）
- ・木更津市基本構想の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成25年条例第26号）
- ・木更津市名誉市民条例（昭和37年条例第30号）
- ・木更津市議会申合せ事項
- ・倫理規定（平成22年8月9日制定）

附則

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【解説】

附則では、条例に付随する施行期日や経過規定等を定めます。ここでは、この条例が平成30年4月1日から施行されることを示します。

